

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 行政局
文 書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第99号

北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中

キ 風力発電所の設置の工事業	出力が1万キロワット以上である発電所を設けるもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電所を設けるもの
ク 風力発電所の変更の工事業	出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの

を

キ 太陽電池発電所の設置の工事業	出力が4万キロワット以上である発電所を設けるもの	出力が2万キロワット以上4万キロワット未満である発電所を設けるもの
ク 太陽電池発電所の変更の工事業	出力が4万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が2万キロワット以上4万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの
ケ 風力発電所の設置の工事業	出力が1万キロワット以上である発電所を設けるもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電所を設けるもの
コ 風力発電所の変更の工事業	出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの

に改める。

別表第2中17の項を18の項とし、14の項から16の項までを1項ずつ繰り下げ、13の項の次に次のように加える。

14 別表第1の5の項のケ又はコに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区

目次

ページ

規 則

○北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境政策課）	8
○建設業法に基づき提出する書類の部数に関する規則の一部を改正する規則……………（建設管理課）	9
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（建築指導課）	9
告 示	
○土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課）	10
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	10
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	10
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	10
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	11
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	11
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	11
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	11
○自動車専用道路の指定……………（維持管理防災課）	11
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	12
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	15

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	18
----------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	20
○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）……………	21

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	22
------------------------	----

規 則

北海道環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年12月4日

域とならないこと。

別表第3中18の項を19の項とし、14の項から17の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の13の項中「キ又はク」を「ケ又はコ」に改め、同項を同表の14の項とし、同表の12の項の次に次のように加える。

13 別表第1の5の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる事業であって、この規則による改正後の北海道環境影響評価条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1の5の項のキ又はクに該当するものについては、北海道環境影響評価条例(平成10年北海道条例第42号。以下「条例」という。)第2章から第10章までの規定は、適用しない。

(1) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に実施された事業又は施行日に実施中の事業

(2) 施行日前に電気事業法(昭和39年法律第170号)第48条第1項の規定による届出がなされた事業

(3) 前号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業(当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。)

(4) 前2号に掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに着手された事業

3 前項に規定する事業にあつては、施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは次に掲げる変更のみをして実施されるものに限り、同項の規定を適用する。

(1) 改正後の規則別表第3の13の項の第2欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同項の第3欄に掲げる要件に該当するもの(当該変更後の事業について条例第6条第3項の規定を適用した場合における同項に規定する関係市町村長(以下「関係市町村長」という。))に当該変更前の事業に係る関係市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び条例第2条第1項に規定する環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特

別の事情があるものを除く。)

(2) 改正後の規則別表第3の13の項の第2欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更(緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。)であつて、当該変更後の事業について条例第6条第3項の規定を適用した場合における関係市町村長に当該変更前の事業に係る関係市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

4 前2項の規定にかかわらず、附則第2項に規定する事業(前項の規定により附則第2項の規定の適用を受ける事業を含む。)を実施しようとする者は、当該事業について、条例第2章から第10章までの規定による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うことができる。

建設業法に基づき提出する書類の部数に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月4日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第100号

建設業法に基づき提出する書類の部数に関する規則の一部を改正する規則

建設業法に基づき提出する書類の部数に関する規則(昭和24年北海道規則第160号)の一部を次のように改正する。

本則中「第7条第2号に規定する」を「第6条第2号(同令第11条、第13条第1項、第13条の2第10項及び第13条の3第8項において準用する場合を含む。)の規定により」に、「書類の部数」を「数」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月4日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第101号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和48年北海道規則第9号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「第21号」を「第22号」に、「第22号」を「第23号」に改め、同項中第22号を第23号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 法第60条の2の2第1項第2号又は第3項ただし書の規定による許可